平成２２年（フ）第６０号
香川県観音寺市木之郷町338番地
債務者　大西　　潤
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第２２号
香川県観音寺市茂木町３丁目５番７―101号
債務者　山内　知子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３５５号
高知市洞ヶ島町１番23号　沖本コーポ12
債務者　和田　二惠
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５９号
高知市若草町15番18―５号
債務者　髙橋　道雄
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６２号
高知市高須２丁目10番27号
債務者　田村　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６５号
高知市仁井田3475番地１
債務者　北岡　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６６号
高知市仁井田3475番地１
債務者　橋本　美樹
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７８号
高知市弘化台14番32号
債務者　安達壽美子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７９号
高知市弘化台14番32号
債務者　安達　彰夫
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９１号
高知市長浜5719番地１　ビエントエンコスタ206号
債務者　粂川　和代
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６号
宮城県東松島市赤井字川前二152番地14
債務者　佐々木文枝
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
秋田県大仙市大曲戸巻町３番57―11号　ロイヤルハイツ壱番館２－２、前住所秋田県横手市梅の木町３番31号
債務者　栗河　智美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１３６号
福島市笹木野字北小針１番地の３、従前の住所福島市太田町12番29号　プラザパティーナ５－Ａ号室
債務者　佐藤　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５３号
福島県伊達郡国見町大字山崎字南古舘５番地町住―６号
債務者　内村　法子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５６号
福島市岡部字当木前34番地の１　コーポめい202号
債務者　新山亜紗美（旧姓久家）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５９号
茨城県つくば市島名4436番地　ガレリアヴェール408号、前住所東京都港区港南３丁目７番10―507号
債務者　梅木　明子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０９号
石川県白山市徳丸町66番地３　パークハイム杉本６号室、従前の住所石川県白山市東新町39番地
債務者　塚本佐智子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
金沢地方裁判所